

公益財団法人 黒潮生物研究所における
競争的資金等の不正防止計画

理事長 深田 純子

公益財団法人 黒潮生物研究所（以下、「財団」という）では、不正を発生させる要因を把握し具体的な不正防止に対応するため、研究遂行上における不正行為防止のための基本方針及び不正防止計画を以下の通り策定する。

1. 研究員等の意識向上に関する事項

- (1) 研究不正行為防止に係る啓発等を実施し、研究員及び研究組織の意識向上を図る。
- (2) 適切な競争的資金等の管理・執行を行うため関係規則等を周知徹底し、遵守に努める。

2. 責任体制の明確化

- (1) 最高管理責任者：理事長
組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う
- (2) 統括管理責任者：専務理事
最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ
- (3) コンプライアンス推進責任者：研究所長
科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ
- (4) 研究倫理教育責任者：研究所長

3. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 物品の発注・納品確認を明確化
物品の発注権限等を明確にするとともに、物品の検収受け入れ体制を整備する。
- (2) 旅費支給に関する体制の整備
出張旅費に関する不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等の実態の把握に努める。
- (3) アルバイト等に支給する賃金・謝金に関する体制の整備
勤務実態のない賃金や謝金の請求などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等の実態の把握に努める。

4. 監査体制に関する事項

- (1) 事務局は、競争的資金等の適正な運用、管理について実効性のある監査を実施する。

5. 不正取引に関与した業者への処分に関する事項

- (1) 不正取引に関与したと認められた業者については、取引停止等の厳格な処分を行う。

6. その他不正防止に必要な事項

- (1) 外部への公表

競争的資金等の不正への取り組みに関する財団の規程等をホームページにより公表する。